

IX 上場に伴う費用

本章に記載する各種料金は、消費税額及び地方消費税額を加算してお支払いいただきます。

1 上場審査に伴う費用

上場申請時には、上場審査料が必要となります。

料金	金額	支払期日
上場審査料	200 万円	上場申請日が属する月の翌月末日まで

- (注1) 申請会社が以前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日（予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請を行う場合は、半額となります。
- (注2) 予備申請を行う場合には、上場審査料と同額の予備審査料が必要となります。予備申請を行った場合で、かつ、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行った場合には、改めて上場審査料をお支払いいただく必要はありません。

なお、欧州・米国等、特に遠方において行う実地調査及び面談等に係る渡航費用やその他の東証が上場審査のために特に必要と認める調査に係る費用については、別途実費相当額を調査費用として申し受けます。

2 新規上場時に必要となる費用

新規上場時には、新規上場料が必要となります。

料金	金額	支払期日
新規上場料	600 万円	上場日の属する月の翌月末日まで

- (注) 新規上場申請に係る公募又は売出しの際にオーバーアロットメントによる売出しを実施し、かつ、上場後にグリーンシューオプションに係る第三者割当増資が行われた場合には、その第三者割当増資における割当株式数に応じた「新株の上場に係る料金」（後掲）が必要となります。

3 上場会社が支払う費用

上場会社は、以下に記載する年間上場料、新株の上場に係る料金及び合併等に係る料金が必要となります。

(1) 年間上場料

上場後は、年間上場料として次の表に定める金額にT D n e t 利用料として 8.5 万円を加算した金額をお支払いいただくことになります。

上場時価総額	金額	支払期日
1,000 億円以下	100 万円	2 月末日及び 8 月末日まで(左記の金額に T D n e t 利用料を加算した金額の半額ずつ)
1,000 億円を超えるもの	120 万円	

(注 1) 上場時価総額は、支払期日の直前に到来する 12 月の売買立会の最終日における最終価格(東証が市場情勢の推移等により当該最終価格を用いることが適当でないと認める場合又は当該最終価格がない場合は、東証がその都度定める価格)と毎年 12 月末日の上場株式数を用いて計算します。

(注 2) 新規上場時の年間上場料は、新規上場日の属する月によってお支払いいただく金額が変わります(下表参照)。

2 月末日を支払期日とする年間上場料	
新規上場日の属する月	年間上場料
前年の 8 月	上場日における上場時価総額による年間上場料の 12 分の 1 の額に年間上場料の半額を加えた額
前年の 9 月	年間上場料の半額
前年の 10 月	年間上場料の 12 分の 5 の額
前年の 11 月	年間上場料の 12 分の 4 の額
前年の 12 月	年間上場料の 12 分の 3 の額
1 月	上場日における上場時価総額による年間上場料の 12 分の 2 の額
2 月	年間上場料をお支払いいただく必要はありません

8月末日を支払期日とする年間上場料	
新規上場日の属する月	年間上場料
2月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の7の額
3月	上場日における上場時価総額による年間上場料の半額
4月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の5の額
5月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の4の額
6月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の3の額
7月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の2の額
8月	年間上場料をお支払いいただく必要はありません

(2) 新株の上場に係る料金

上場会社の新たに発行する株券等の上場に際しては、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
新株の上場に係る料金(注1)	1株当たりの発行価格(注2) ×新たに発行する株券等(注3) の数×万分の8(注4)	その新株の上場日の属する月の翌月末日まで(注5)

(注1) 新たに発行する株券等の上場手数料の上限は6,000万円です。

(注2) 他の種類の株式への転換(会社がその発行する株式を取得するのと引換えに株券を交付することをいいます。以下同じ。)が行われる株式の転換により発行された新株を上場する場合は、当該株式の1株当たりの発行価格を表中における「1株当たりの発行価格」とみなして計算します。

新株予約権の権利行使により発行された新株を上場する場合は、次の方法で計算した金額の1株当たりの金額に相当する金額を、1株当たりの発行価格とみなして計算します。

「各新株予約権の発行価格 × 新株予約権の総数 + 新株予約権の行使に係る払込金額 × 行使される株式数」

また、取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い発行された新株を上場する場合は、次の方法で計算した金額の1株当たりの金額に相当する金額を、1株当たりの発行価格とみなして計算します。

「各新株予約権の発行価格 × 新株予約権の総数(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合は、当該金額と取得される新株予約権に係る社債の金額の合計額)」

(注3) 規程第303条の適用を受けて上場する新株を除きます。

- (注4) 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換及び新株予約権の権利行使等により新たに上場する株券についての料率は「万分の1」です。
- (注5) 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により発行された新株を上場する場合、新株予約権の権利行使により発行された新株を上場する場合又は取得条項付新株予約権の取得に伴い発行された新株を上場する場合における支払期日は、別に定めております。

(3) 合併等に係る料金

上場会社が吸収合併等（吸収合併、吸収分割又は株式交換をいいます。）を行う場合には、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
合併等に係る料金	1 株券等当たりの資本組入れ額×その合併等にして新たに発行する株券等の数×万分の8	新たに発行する株券等の上場日の属する月の翌月末日まで

(注) 上記の合併等に係る料金については、上限は1,000万円です。